

ヲ如東ヲ空レイ文勿ラ並ヘル外ハ何モス却テアラユル手段ヲ用ヒテ其進
揚ヲ阻止防害シテキル

三、日本ハ空陸軍力全ト軍需品トヲ、メルクワ政府ニ供給シ、且ツ其武
裝軍隊ヲ以テ沿岸及ヒ北部ニ於ケルカワパリ軍ノ進駐ヲ援助シテキル
(メルクワウ・ト・カツペリ・トハ共ニロヒアノ將軍デアウニ、ロヒアニ於テ政
ヲ復出セント欲シテ居ル)

四、日本最高司令部トロヒア政府トノ間ニ締結サレタ協定ニ基キテ
(即チ一九二〇年)四月沿海洲ノ地方政廳トノ間ニ締結サレタ協定ニテリ
キ義務ハ極東共利國ニ依テ維持サレタ)ニヨリ、エラゲニテ、停戦、軍物ト
イマントノ間ノ区域ハ中立地帯トシ、メウシク、エラアル日本ハ自衛
軍ガコノ地帯ニ入ルコトヲ許サルサル義務ヲ有スル物ルニ今ヤ力
ツペリ軍ハ日本ノ援助ノ下ニ之ヲ占領シテ居ル